生計維持関係申告書C　高校生を除く18歳以上の子の申請用

★消せるボールペンや鉛筆で記入したもの、記入漏れがあるものは受付できません。　★裏面のチェックシートにて、認定の可能性を確認してから提出してください。

扶養申請にともなう［ 誓 約 書 ］

本申告書に記載した内容に虚偽がないことを誓約いたします。
扶養認定後、その状況に変更があった場合は「健康保険被扶養者（異動）届」により速やかに減員の手続きを行います。
また、届出を怠ったり事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格取消を受け、当該期間の療養費・給付金のすべてを返還いたします。

保険証の 記号　　**番号**　　**被保険者氏名**（自署）

申請対象者氏名		続　柄		年　齢	

※申請対象者に配偶者がいる場合は［生計維持関係申告書G］も必要です　　※長男、二女、養子、配偶者の子、など

国　籍（該当に☑）	☐ 日本 ☐ 外国籍 →　住民票の在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」のコピー が必要	同別居（該当に☑）	☐ 同居 ☐ 別居→［初めて扶養申請する方は、被保険者との続柄を証明できる「戸籍全部事項証明書（原本）」など が必要

必要書類（全員）

① 対象者世帯全員の住民票(原本)※マイナンバーと本籍地は省略、その他の省略NG　※対象者が外国籍の方で住民票の在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」のコピーも必要
② 課税・非課税証明書または所得証明書(原本)
※市区町村役場発行、申請時点で入手できる最新年度のもの、金額表記が「***」はNG（無収入であっても市区町村役場で申告を行い「0円」表記のものを入手）
※ただし、前年中(1-12月の全日)が海外居住だった方で、現在は日本在住の方に限り添付不要
③ 申請時点で、②に記載されている収入が無くなっている場合は、それを証明できる退職証明書(原本)・廃業届(コピー)など

申請の事由 ※該当する項目すべてに☑	事由発生日	必要書類 ※マイナンバーの記載がないもの ※公的証明書は発行日から3カ月以内のもの
☐ 被保険者の健保資格取得(入社)に伴う	資格取得日：R　年　月　日	（「対象者の現況と今後の収入」参照）
☐ 退職	退　職　日：R　年　月　日	退職日がわかるもの ※退職証明書(原本)、離職票・退職源泉徴収票(コピー)など
→雇用保険失業給付を ☐ 受給する予定（延長、待期、制限期間中を含む） ☐ 受給しない → ☐ 加入期間不足　☐ 雇用保険未加入　☐ 就労意思なし		
☐ 自営業を廃業	廃　業　日：R　年　月　日	廃業届のコピー
☐ 雇用保険の受給終了	受給終了日：R　年　月　日	雇用保険受給資格者証(両面)のコピー ※受給終了日が記載されたもの
☐ 傷病手当金・出産手当金の受給終了	受給終了日：R　年　月　日	支給決定通知書のコピー ※受給期間が記載されたもの
☐ 収入が減少	収入減少日：R　年　月　日	収入減の内容がわかるもの ※連続する直近3カ月の給与明細のコピー
☐ 海外帰国または家族の帰国に伴う	帰　国　日：R　年　月　日	今後の居住地（該当に○）日本・海外　※認定を受けた方は次回扶養調査の対象となり、調査時に海外居住であっても海外における証明書類と翻訳文が必要です
☐ 外国籍の方の入国および呼寄せ	入　国　日：R　年　月　日	住民票の在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」のコピー
☐ 養子縁組	養子縁組日：R　年　月　日	戸籍全部(個人)事項証明書（原本）
☐ 養子縁組していない子との同居開始	同居開始日：R　年　月　日	—
☐ 他者の扶養から異動	異動発生日：R　年　月　日	社会保険に加入していた場合は「健康保険資格喪失証明書」(原本)
☐ その他（　　）		健保へお問い合わせください

事由発生まで申請対象者が加入していた健康保険		必要書類
☐ 社会保険（任意継続を含む）	☐ ホンダ健保に加入 ※それまでの記号・番号を右に記入→	記号　　番号（右詰め）
	☐ 他の健保に加入	健康保険資格喪失証明書(原本) ※申請事由が「退職」の場合は不要
☐ 国民健康保険	☐ 未加入	—

対象者の現況と今後の収入 ※該当する項目すべてに☑			必要書類 ※マイナンバーの記載がないもの ※公的証明書は発行日から3カ月以内のもの	今後の収入額
収入あり	☐ 給与収入(パート、アルバイト含む)		連続する直近3ヵ月の給与明細のコピー	円/月
	☐ 自営業	全員	確定申告書B(第一表・第二表)のコピー	
		該当するもの ☐ 一般・農業・不動産	収支内訳書または所得税青色申告決算書(控)一式のコピー	
		該当するもの ☐ 株式・資産運用	申告書第三表・第四表(一・二)・第五表、確定申告書付表(1・2面)、計算明細書(1・2面)、特定口座年間取引報告書　のうち該当するものすべてのコピー	円/年
	☐ 障がい年金		最新の年金振込通知書のコピー ※紛失の場合は年金支給元へ再発行を依頼してください	円/年
	☐ 雇用保険失業給付受給中		雇用保険受給資格者証（両面）のコピー ※支給期間と金額が印字されているもの	円/日
	☐ その他（　　）		健保へお問い合わせください	円/月
☐ 学生（大学、各種学校、予備校など）			在学証明書（原本） ※学生証は不可、卒業予定年月を和暦で右に記入→ ※収入がある学生は、上記「収入あり」の書類も必要	卒業予定年月　令和　年　月
収入なし	☐ 就職活動中　☐ その他 → 健保へお問い合わせください			

［ 申 立 欄 ］※無職無収入である詳しい現況、「その他」に該当する項目の具体的説明など

※裏面も必ずご記入ください➡➡

R2.4

配偶者の収入確認　※夫婦共同扶養の確認

◆ **夫婦が共同して子を扶養する場合は、下記を原則として認定を行います**
- 年間収入（向こう1年間の収入）の多い者の被扶養者とします
- 夫婦双方の年間収入が同程度（1割程度以内の差）である場合は、児童手当を受給している者を、主として子の生計を維持する者と判断します
- 子は何人いても、夫婦いずれか一方の被扶養者とします ※「第一子は夫」「第二子は妻」のように、分けて被扶養者とすることは認められません

① 被保険者に配偶者はいますか？	□ いる　同別居（該当に☑）　□ 同居　□ 別居　→ ②へ □ いない → A
② 配偶者はホンダ健保の扶養に入っていますか？	□ はい → A　□ いいえ → ③へ
③ 配偶者はホンダ健保の被保険者ですか？	□ はい　記号　番号（右詰め） ▶ 配偶者は産前産後休暇中 または 育児休業中ですか？ □ はい → B　□ いいえ → A □ いいえ → B

⇓ ⇓ ⇓ ⇓

A. 配偶者の収入確認不要　　**B.「生計維持関係申告書I」を提出**

【申請に関する注意事項】
◆提出期限は扶養となる事由の発生日より30日以内です。31日以上経過した場合は、受付日（健保ですべての書類を確認した日）が認定日になります。
◆証明書等の手配に係る諸経費は被保険者負担です。ケースによっては、上記以外の書類が必要になることがあります。

扶養認定チェックシートC　子（※高校生を除く18歳以上）

★生活保護法による保護を受けている方は扶養認定できません
★申請対象者に配偶者がいる場合は「生計維持関係申告書G」も必要です

申請対象者には給与収入（パート、アルバイト含む）がありますか？

はい → **勤務先の健康保険に加入していますか？**

勤務先の健康保険に加入していますか？
- **はい** → 扶養認定できません
- **いいえ** → すべての収入の合計額は下記①②の基準を満たしていますか？

いいえ → **給与収入以外の各種年金・不動産等の継続的な収入がありますか？**

給与収入以外の各種年金・不動産等の継続的な収入がありますか？
- **はい** → すべての収入の合計額は下記①②の基準を満たしていますか？
- **いいえ** → 扶養認定できる可能性がありますので必要書類を確認のうえ申請してください

すべての収入の合計額は下記①②の基準を満たしていますか？

① 年収：被保険者の1／2未満

② ＜60歳未満＞
月収：108，334円未満 かつ 年収：130万円未満
（失業給付・傷病手当・出産手当金は日額：3，612円未満）

＜60歳以上および障がい者＞
月収：150，000円未満 かつ 年収：180万円未満
（失業給付・傷病手当・出産手当金は日額：5，000円未満）

※給与収入は通勤手当等を含む税引前の総支給額で、連続した直近3ヵ月の平均額を月収とみなします

月度収入額		
	給与・賞与	円
	自営業収入	円
	公的年金	円
	私的年金	円
	雇用保険失業給付	円
	傷病手当金	円
	出産手当金	円
	株式配当金	円
	その他（　　）	円
	合 計	円

- **いいえ** → 扶養認定できません
- **はい** → 扶養認定できる可能性がありますので必要書類を確認のうえ申請してください

扶養認定できません

扶養認定できる可能性がありますので必要書類を確認のうえ申請してください

・被扶養者の認定は健康保険組合にて最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。
・認定できないと判断した場合は、「不認定通知」にてお知らせします。申請書類の返却は行いません。